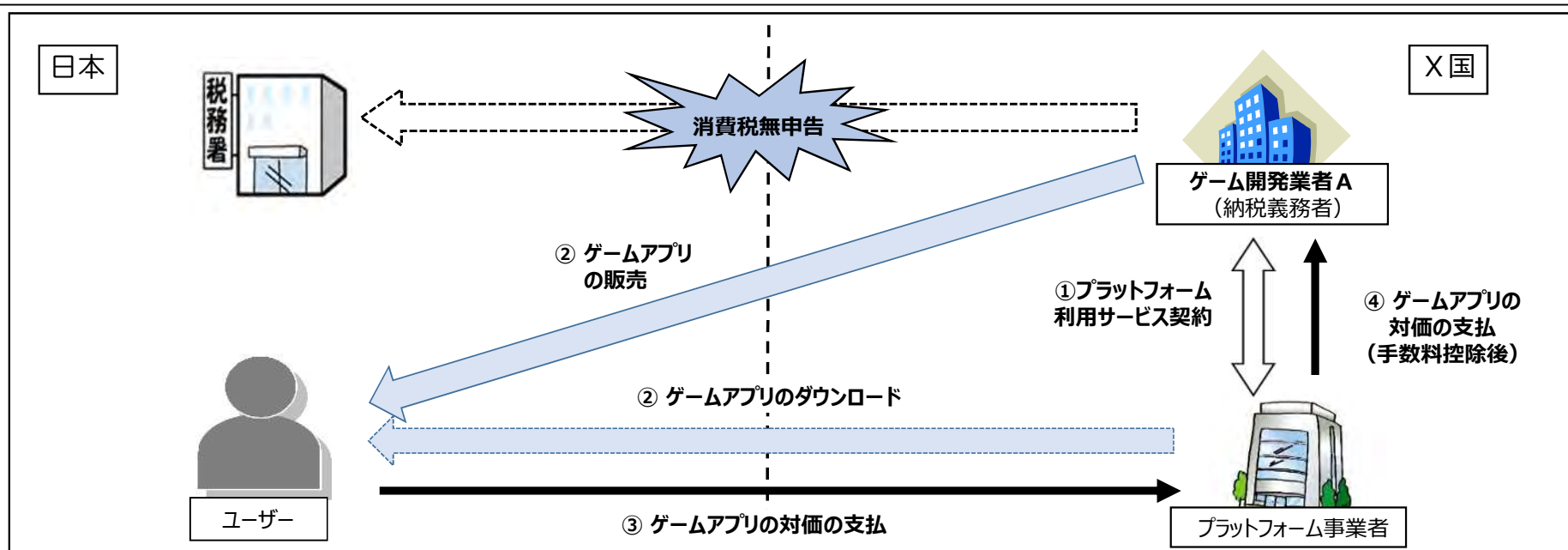


【取組事例 7】 調査事例⑤

事例 5 クロスボーダー消費税（BtoC取引）の調査事例



国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税（「クロスボーダー消費税」）に関し、消費者向けの取引（「BtoC取引」）については国外事業者が申告納税義務が課されるところ、多くの国外事業者が日本市場に参入している「ゲーム配信」業界について、国内の売上ランキングが上位のゲームアプリを開発・販売している国外事業者に関する情報の収集・分析を行った。

その結果、プラットフォーム事業者を通じて日本のユーザーに対しゲームアプリの配信を行っているゲーム開発業者 A（国外事業者）の消費税が無申告となっている事実を把握した。

ゲーム開発業者 A に対し、日本のユーザーに対するゲームアプリの配信の対価は消費税の課税対象である国内取引に該当することを指摘したところ、消費税の期限後申告書が提出された。

国税庁は、無申告の国外事業者を把握するため、①電子商取引に着目したインターネット情報等の分析・検討、②外国税務当局との間の情報交換等による連携・協調、などにより、あらゆる機会を通じて情報の収集を行うとともに、その実態の解明に努めています。

また、OECD（経済協力開発機構）における「付加価値税の徴収に係るデジタルプラットフォームの役割」に関する議論等も踏まえて、今後も積極的な対応を図っていきます。

【参考1】「シェアリング&ギグエコノミー：プラットフォームユーザーに係る課税の実効性」報告書（概要）

- ・ 2019年3月、OECD税務長官会議（FTA）は「シェアリング&ギグエコノミー：プラットフォームユーザーに係る課税の実効性」報告書を公表。
- ・ 同報告書には、各国の税務当局がプラットフォームユーザーに係る課税の実効性を確保するために採り得る取組及び今後のFTAの作業方針等が記載されている。

【課税の実効性を確保するために採り得る主な取組】

1. 自主申告の向上に向けた取組

- ▶ 申告納税の必要性等について一般的な情報提供
プラットフォームを介した情報提供はより効果的
- ▶ ユーザーの取引に関する情報を個別に情報提供

2. 国内のプラットフォームに対する義務付け

- ▶ 税務当局に対してユーザーの取引に関する情報を報告
ユーザーの身元の正確な特定が必要
多国間での情報交換を見据えた場合には、テンプレートの共通化が有益
- ▶ 源泉徴収の導入

3. 多国間での情報交換

- ▶ 租税条約等に基づき、国外のプラットフォームを利用しているユーザーに関する情報交換

【今後のFTAの作業方針】

1. モデル行動規範の策定

- ：ユーザーの自主申告を促進するため、プラットフォームのモデル行動規範の策定に向け、プラットフォームの意見を踏まえつつ、FTAメンバー間で共同作業を進める。

2. 税務リスク特定に係るエビデンス・ベースの構築等

- ：シェアリング&ギグエコノミーに関する税務リスクの規模や、それに応じたコンプライアンス確保策について知見を深める。

3. 報告に係る標準モデルの策定

- ：プラットフォームから税務当局に対するユーザー情報の報告に係る標準モデルが策定される場合には、執行の立場から提言を行う。

【参考2】 情報照会手続の整備（令和元年度税制改正）

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元(2019)年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2(2020)年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

(1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化された。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能となっている。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
 - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

【照会情報】

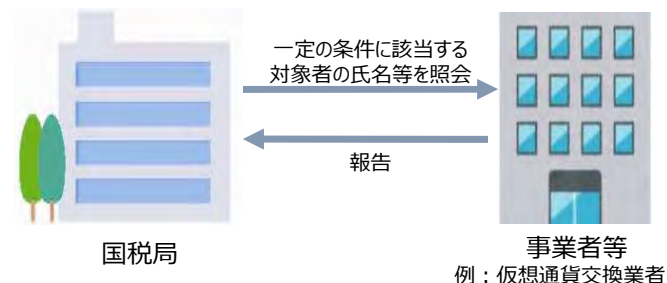
- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※いずれも保有している限度で対象とする。）

【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※国税通則法上「処分」として位置付け）

【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



【参考3】スマートフォン専用画面の提供

スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

スマホでみやすい専用画面

令和2年1月から、副業等の雑所得のある方、2か所以上の給与所得のある方など、スマートフォン専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

Point!

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



スマートフォン
専用画面へ

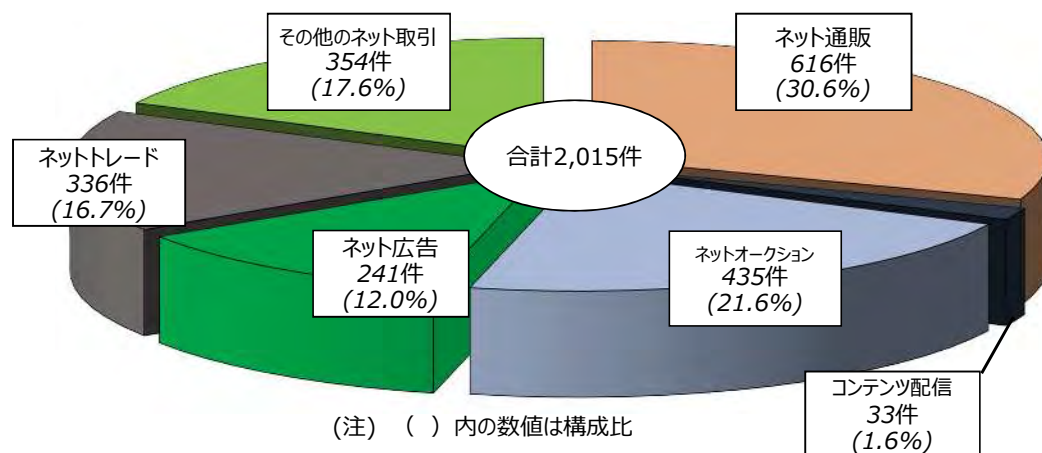


【参考4】 平成29事務年度 所得税等の調査事績の概要（抜粋）

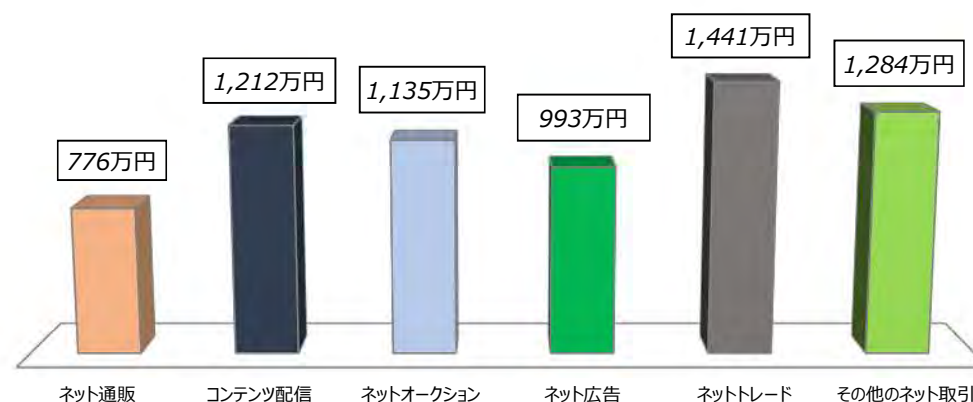
インターネット取引を行っている個人に対する取組

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度においては、実地調査（特別・一般）を2,015件（平成28事務年度1,956件）実施し、1件当たりの追徴税額は約186万円、総額で約37億円を追徴課税しました。

○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況（取引区分別）



○ 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



(参考)

- 1 ネット通販・・・事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法（オンラインショッピング）による取引
- 2 コンテンツ配信・・・インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション・・・インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告・・・ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード・・・インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引・・・出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引